

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会及び小規模店舗 WG

第3回 議事要旨

■日 時：2020（令和2）年10月28日（水）15:00～17:00

■場 所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 神保町プレミアムボールルーム+Web会議

■議 事：

1. 開会

2. 国土交通省挨拶

➤ 国土交通省住宅局 黒田審議官 挨拶

国土交通省住宅局審議官の黒田でございます。第3回の高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会の開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は新型コロナウイルスの感染防止の観点から、原則として、ウェブでの開催としております。ご希望のございました障害者団体等の方々に限って、会議室での参加とさせていただきます。ご不便をおかけすることもあるかと思いますが、よろしくお願い致します。

さて、本日の検討会に当たりましては、前回の検討会、さらに検討会後に皆様方から頂いたご意見などを踏まえ、小規模店舗のバリアフリー化、重度の障害、介助者等への対応、設計事例集の充実について、次期ガイドラインに反映すべきコンテンツを一通りご提示させていただきたいと思っております。

小規模店舗のバリアフリー化、重度の障害者、介助者等への対応は、ともに重要なテーマですので、年度内の取りまとめに向けて、本日の議論を通じ、関係者が一堂に会したこの検討会において共通認識が持てるよう、さらにコンテンツの改善を行って参りたいと考えております。

是非とも、各委員の皆様方より忌憚のないご意見を頂戴致しまして、活発なご審議の下、実りある成果をお取りまとめ頂くようお願い致しまして、簡単でございますが、私の挨拶と代えさせていただきます。よろしくお願い致します。

3. 議事

【事務局】

- これより、先の議事の進行につきましては、座長である高橋先生にお願いしたいと思います。高橋先生、どうぞ宜しくお願いします。

【東洋大学 高橋座長】

- 議事次第に従いまして進めさせていただきます。本日は4つの議事があります。（1）建築設計標準改正の考え方については、前回検討会の再掲となります。（2）重度の障害・介助者等への対応について、（3）小規模店舗のバリアフリー化について、（4）設計事例の紹介についての順で議事を進めます。それでは最初の（1）（2）の説明を事務局よりお願いします。

（1）建築設計標準改正の考え方【前回検討会の再掲】－資料2

（2）重度の障害、介助者等への対応について－資料3

事務局（国土交通省住宅局建築指導課 渡邊企画専門官）より説明

- ・資料2については、検討スケジュール、本検討会における建築設計標準への反映方法、改正

内容の反映方法について概要説明。

- ・資料3については、①現状の課題整理と検討の方向性（案）、②【前回検討会資料の修正】改正内容（たたき台）③【新規追加】改正内容（たたき台）について概要説明。

【東洋大学 高橋座長】

- ただいまご説明頂きました資料2、3について、ご質問、ご意見があればお願いします。なお、発言する際は挙手等をして頂きまして、こちらからご指名させて頂いた方より順番にご発言をお願いします。会場の方はマイクを使ってご発言下さい。ウェブ参加の方はZoom機能にて挙手をして下さい。発言時以外はマイクがミュートですので、指名されて発言する際にはマイクをオンにしてからお話して下さい。
- 資料2につきましては、これまで繰り返し説明してきたものとなりますので、もし何かあればお願いし、資料3のほうに時間を取らせて頂きながら、意見交換をさせて頂きたいと思います。ページが修正前と修正後とたくさんのページになっていますが、各団体、業界によってそれぞれお気づきの点が異なるかと思いますが、気がついたページ、何ページでも結構です。どなたからでも結構ですので、よろしくどうぞお願い致します。

【DPI 日本会議 佐藤（聡）委員】

- 資料3の8ページの、大型ベッド付きの車椅子使用者用便房を1以上との記載について、ここはちょっと迷いがあったので、前回検討会で意見は出さなかったのですが、根本的に車椅子で使えるトイレの数を増やさないと、トイレが使用中でなかなか使えないという状況が改善できないのではないかと、思うようになりました。ですので、複数の車椅子使用者用便房を設置するという事は場所によっては難しいと思いますので、全てとは言いませんが、可能な場合は複数化して頂きたい。例えば、1つはベッドがあって、1つはベッドがなくてもよいと思いますので、車椅子で使える広さのトイレを複数化するという記述を、是非どこかに盛り込んで頂きたいです。
- 2点目は、資料3の23ページの便座の高さについて、私たちの団体が関係する車椅子ユーザーの調査によると、43cmが一番使いやすかったという結果が出ておりますので、今回の資料にある42～45cmは適切だと思います。特に低くなってしまうと、あまり力のない人の場合、便器に移れるが車椅子に戻れなくなるとか、あるいは介助者が抱え上げて移すときに抱え上げから戻ってこれなくなるということがあるので、便座の高さ42～45cm、できれば43cmくらいがベストになります。是非そういう方向でご検討をお願いします。

【東洋大学 高橋座長】

- DPIの佐藤委員より2点の意見がありました。車椅子使用者用便房の数の問題について、可能な限り複数化を望みたいということ。その際、片方にベッドがあって片方はなくても、それはその状況に応じて判断をして頂くということです。2つ目は便座の高さです。43cmが適切と感じるけれども、今回の提案の42～45cmについては妥当であるとの指摘です。

【日本医師会 江澤委員】

- 2点申し上げます。資料3の11ページについて、先ほどの意見と同様に、車椅子使用者用便房の設置は複数が望ましいと思っています。我々の業界では脳卒中による右麻痺、左麻痺の方もかなり多いので、もしやむを得ず1か所設置となるのであれば、右利き、左利きの両方へ対応可能な仕様も工夫するべきではないかと思っています。
- 合わせまして、内接円の問題について、最近いろいろな車椅子のバリエーションがある中で、150cm

φ以上でいいのか、あるいは180cmφ程度が望ましいのかについて、引き続き検討して頂きたい。

- 2 点目は 23 ページの車椅子使用者用便房の腰掛け便座の座面の高さについては、体格とか体の状態によってバリエーションがかなり大きいと思います。例えば、我々の介護施設の、特に女性の高齢者の方等であれば、身長 140cm くらいの方が多数います。私も椅子やテーブルの高さを設計して作っていますが、低いものでは 30cm ぐらいから 2cm 刻みで、32、34、36、38、40cm というふうに作るなど、かなり低めのものも設定しています。介護施設等では車椅子も低床型を多く使っております。個人差が大きいため、腰かけ便座の高さを 42～45cm に限定するのではなく、個人差に応じて設定できるようにして頂きたい。トイレに座ったときに、正しいシーティングの下に腹圧がかかるということが排せつには必要になるので、検討して頂ければと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 江澤委員からは、11 ページ、先ほど佐藤委員からのご発言にもあったトイレを複数化するときには、右麻痺、左麻痺等にもそれぞれに対応できることが望ましいということ。1つの場合、両側に手すりがあるのが ISO 等の国際的な標準仕様中にも 1 事例としてありますが、その場合についても難しいですけれども十分配慮して頂きたいという指摘です。
- 内接円については、少し大きいものも必要ではないかというご指摘もありました。今回、全体として数値的には 200cm 以上×200cm 以上になっており、少しそうした対応も可能になりつつあるのではないかと考えているところです。
- 便座の高さにつきましては、多分公共トイレやそれぞれ施設用途の特性がある場合によって、若干異なるのではないかというふうに考えられます。この辺りも記載等については事務局のほうでもご配慮頂ければと思います。

【日本建材・住宅設備産業協会 加藤委員】

- 資料 3 の 10 ページについて、主な改正事項の①車椅子使用者用便房の標準内法寸法「200cm」「200cm 程度」を「200cm 以上」に分かりやすく変更されていて非常によいと思っております。提案としては、従前からある旅客施設編のガイドラインに合わせ、トイレの内接スペースの直径 150cmφを直径 180cmφに拡大する、トイレの内法寸法 200cm を 220cm に拡大するとしたほうが、広いトイレスペースが設計されて、課題解決につながるのではないかと思います。
- また、標準内法寸法にライニングの内法寸法を含めないことについては、現場の判断に迷いが生じたりする可能性があります。旅客施設編のガイドラインに合わせることで不要になると思います。これによりシンプルで明確な設計指針となって分かりやすくなるのではないかと提案させて頂きます。実際に設計に携わる自治体や設計者の団体等の委員の意見も聞いて、よりよい改正ができればよいのではないかと考えております。

【東洋大学 高橋座長】

- 10 ページの 200cm 以上×200cm 以上の改正について、公共交通の旅客施設編のガイドラインに合わせて、トイレの内接スペースの直径 150cmφを直径 180cmφに拡大する、トイレの内法寸法 200cm を 220cm に拡大するという記述の方法があるのではないかとのご提案でした。

【全国脊髄損傷者連合会 大濱委員】

- 10 ページの「車椅子利用者が 360° 回転できるよう、直径 150cm 以上の円が内接できるスペースを」と記載されています。27 ページにあるように、車椅子のサイズは JIS 規格で全長 120cm となっており、実際は最近かなり大きな車椅子が出てきつつあるため、直径 150cm でいいのか疑問に思っています。再度実際に測定等頂いた方がよいのではないかと思います。

- リクライニング機構などの車椅子でリクライニングを倒している場合、トイレの中に入って扉を閉められないことがよくあるので、トイレの広さは本当にこれでよいのか心配になっています。

【東洋大学 高橋座長】

- トイレのスペースにつきましては、特に個人差が大きいこと、建築物の規模が大きいものや小さいもの様々であり、駅のように比較的均質な条件であるのとは少し違うところが建築設計標準の特性かと思います。大濱委員のご発言にあったように、実際に 150cm φ を変えるとなると様々な実験に時間をかける必要があると感じています。
- チルトタイプ、あるいはリクライニングタイプの車椅子、大型の車椅子にも対応できるように、今回は純粋にライニングスペースを外した寸法を提案しています。これにより、150cm φ よりはもう少し広く取れるのではないかという感じがします。そういうことも含めて再度確認をして、またご提示させて頂きたいと思います。

【日本パラリンピアンズ協会 岩崎委員】

- 便房の背もたれについてです。我々の仲間は、脊髄損傷、頸椎損傷とか、体幹の機能が弱い車椅子使用者が多いです。そのため、乗り移ったときの体幹の保持ができず、便器の使用に支障が出る場合があるので、背もたれの設置についても何かしら設計的な基準を検討頂きたい。
- 特に例えば、最近の競技場で新しい多機能トイレで背もたれが設置されたところでは、便座の位置からすると前のほうに設置してあり、いわゆる前倒れの状態になって実際に使いづらいということも経験しています。実際の使い勝手を考えると、背もたれの位置が例えば前後に 5 cm ぐらいは移動できるような、そういった機能も含めた形で、背もたれの設置についての検討をして頂ければありがたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 便房の背もたれについては、特に車椅子使用者用トイレ等で必要不可欠、それ以外でも近年、背もたれがつけられるケースが多くなってきています。確かに、岩崎委員のご指摘のように、前に出過ぎてケースもあるので、位置の問題について検討をお願いしたいと思います。

【事務局（国土交通省）】

- ご意見頂きまして誠にありがとうございます。それぞれにつきまして、現時点でご回答できる範囲で説明させて頂きたいと思います。
- 佐藤委員より、車椅子使用者用トイレをまず増やしていくべきで、複数設置することが望ましい旨を明記して頂きたいというご指摘を頂きました。座長とも相談しながら、こちらの記載の在り方については検討して参りたいと考えております。
- 座面の高さについて、現行見直し案を提示したところですが、江澤委員より小柄な高齢者もいるなど個人差が大きいため、それに応じて設定できるような形とのご意見を頂きましたので、記載の在り方については、検討して参りたいと考えております。
- 何名かの委員より、車椅子使用者用便房の大きさについて、内接円 150cm φ について 180cm φ が望ましいのではないか、あるいは旅客施設編のガイドラインに記載のある内接円 180cm φ、内法寸法 220cm との記載を参考にしてはどうかというご指摘を頂きました。先ほど座長からもご発言ありましたとおり、今回の改定でより大きな電動車椅子に対応できるように、ライニングスペースを含めない内法寸法で 200cm 以上×200cm 以上と、より大きい車椅子使用者トイレの寸法について明記させて頂いているところでございます。より分かりやすくなるように、また座長とも相談をしながら、記載については考えて参りたいと考えております。

- 背もたれに関するご指摘について、現行の設計標準の中では施設によるものと思いますが、留意点として、座位を保てない姿勢の安定に考慮して便座の背もたれを設けるようにするとよいとの記載がございます。岩崎委員からの前後に移動できる形でとの指摘も踏まえながら、改善の余地がないかという点について検討して参りたいと考えております。

【東洋大学 高橋座長】

- 社会全体のニーズから見ても、より大きな車椅子使用者への対応が求められています。後ほどご紹介があると思いますが、事例等についても寸法を明示しながら、より大きなものも提案できるように進めていきたいと思っています。ご意見ありがとうございました。
- それでは続きまして、次の議題、（３）小規模店舗のバリアフリー化について、（４）設計事例の紹介について、国土交通省のほうからご説明をお願いします。

(3) 小規模店舗のバリアフリー化について 一資料4

(4) 設計事例の紹介について —資料 5

●資料 4 小規模店舗のバリアフリー化について

- ・資料 4 については、事務局（国土交通省住宅局建築指導課 渡邊企画専門官）より、①現状の課題整理と検討の方向性（案）、②【前回検討会の修正】改正内容について（たたき台）、③【新規追加】改正内容について（たたき台）について概要説明。

●資料5 設計事例の紹介について

- ・資料5については、事務局（国土交通省住宅局建築指導課 飯田補佐）より、①現状の課題整理と検討の方向性（案）、②設計事例の紹介（たたき台）について概要説明。

【東洋大学 高橋座長】

- 資料のご説明ありがとうございました。こちらの資料4 小規模店舗のバリアフリー化、そして資料5 設計事例集の現在までの調査報告について、ご質問、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。発言する際は挙手等頂きまして、こちらから指名をさせて頂きたいと思います。

【DPI 日本会議 佐藤（聡）委員】

- 意見について反映して頂きありがとうございます。5点意見があります。
- 1点目は資料4の36ページについて、「固定席を設ける場合は、必ず可動式の椅子席を設ける」と記載があります。ここに総席数の半数以上は、あるいは半数程度は、という記載を加えて頂きたいと思います。具体的な目安を書かないと、1席になってしまうのではないかと心配があります。あるいは1席ではないが、少ない場合、例えば私がその店に行って、可動する席が少しあったとしても、そこに既にお客さんがいたら実際はなかなか使えない。動いてくださいというの言いにくいですし、拒否されたこともありますので、半数程度の可動式の椅子席の記載は是非入れて頂きたいと思います。
- 2点目は45ページ、「店舗の主たる出入口からの入店が困難な場合は、障害当事者の意向を確認のうえ、搬入口等の段差のない別ルートからの入店をご案内する」について、まず、できる限り主たる出入口をバリアフリー化して頂きたい。それがどうしても難しい場合は、別ルートということを書いて頂きたい。正面から入れずに後ろから入ると、やはりとても悲しい感じがします。尊厳をちゃんと尊重されていないと感じます。アメリカでは実際に裏口からのアクセスしかなかったケースで裁判をして、レストラン側が負けたと聞いています。基本的にはできる限り正面から入れるよう

に考えて頂いて、どうしても駄目なときだけ後ろという形で書いて頂きたいと思います。

- 3 点目は 66 ページの可搬型スロープについて、常備していつでも対応できるようにする、ということ、是非記載頂きたい。実際にスロープがあると言っているが、どこにあるか分からないとか、ないとか、そういうことが起きてくるのではないかと心配します。例えばUDタクシーでも、UDのスロープがあるはずですが、スロープを積んでいないという事例もありました。ですから基本的には常備して、いつでも対応できるようにという記載を加えて頂きたいと思います。
- 4 点目は全体を通して、視点が抜けていたと反省しているのですが、店舗で半分地下とか半分上というような半階だけ上下になっているスキップフロアのお店が結構あると思います。その場合はどのようにするのかという視点が必要だと思います。実際に商店街とか様々なところで見かけますので、触れておく必要があるのではないかと思います。
- 最後は資料 5 について、ラーメン屋さんで店主の方が車椅子の方で、非常に使いやすいお店をつくられているという素晴らしい事例を紹介頂きました。働く側の人も車椅子の人、障害者であるという視点が大事だと思います。今回はお客として来るところの基準を主に議論していますが、働く側の視点、働く人に障害者がいるという視点も必要だと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 全部で 5 点のご意見を頂きました。
- 最初に、客席、可動席の数が半数以上はできれば欲しい、可動席がないと困るというご指摘がありました。
- 2 点目は、主たる出入口は正面からということで、ここについては記述の仕方でもう少し工夫できるかと思いますので、検討させて頂ければと思います。
- 3 点目は、携帯型の可搬型のスロープについて、常備してほしいと。実はこの写真は、ある市の合理的配慮の助成で設けられている事例です。市の担当者が働きかけて実現した比較的好事例を扱って頂きました。現実的なコストの問題も含めて検討していく必要があると思います。
- 4 点目は、スキップフロアの店舗構成について、出入口がそもそもスキップしているということもありますので、これも事例として工夫したほうがいいのではないかと思いますので、事務局にお願いしたいと思います。
- 最後に、働く側の視点ということで、ラーメン店はまさに車椅子の方が店主でしたが、そういうようなことについてもご配慮頂きたいということです。

【全国脊髄損傷者連合会 大濱委員】

- 資料 4 の 52 ページのエレベーター寸法について、奥行き 135cm 以上×幅 140cm 以上とするよう基準適合の義務が課せられる、とありますが、先ほどのトイレでは回転が 150cm φ となっており、そこの兼ね合いや整合性を持たせて頂いた方がよいのではないかと思います。今後の検討としてどうなのでしょう。JIS の車椅子が 120cm だとすると場合によっては 135cm までは奥行きが要らないが、回転を考えればもう少し広くないとまずいのかなと思いました。
- 小規模店舗の場合、固定の椅子と固定のテーブルが本当に困ります。だからこそ、その記載を強調して頂きたいと思います。
- 66 ページの備品の対応、貸し出しについて、是非スロープ等を置いておいて頂きたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 小規模店舗ですと、いろいろと工夫をして頂かないといけないということと、人的な対応、あるいは情報提供というのは非常に重要になってくると思います。こちらについても今回、特に新たに記

述が加わっていますので、そういう点では、事務局の方にはいろいろと頑張って頂いているところ
です。

- エレベーターについてのご意見がありましたが、小規模店舗であつても何とか設置してもらいたい、小さいけれども設置したいという施設管理者もいるかもしれませんので、その辺りについて、どこまで設計標準の中で書き込めるかについて、よい事例も含めてご紹介できればと思います。
- 固定椅子については、先ほど佐藤委員からもご意見ありました。こちらも記述について少し検討させて頂きたいと思います。数値的な根拠はなかなか書きにくいと思いますが、情報提供との関係、あるいは予約のシステムなど、様々な意味で利用できるということが非常に重要になってきますので、トータルで考えておかないといけないと感じています。

【全国脊髄損傷者連合会 大濱委員】

- 座長のご発言の小規模店舗という視点でエレベーターを考えたときに、エレベーターの中の回転までを求めるのかについては、そこまで要求しなくてもよいのではないかと考えています。実際には、真つすぐ入ってバックで出るエレベーターはとても多いですし、小規模店舗という視点であれば、もう少し幅も狭くていいし、奥行きも 135cm なくて 130cm あれば十分で、電動のかなり大きな車椅子でも、もっと小さいエレベーターで使用可能と考えます。

【日本視覚障害者団体連合 橋井委員】

- 視覚障害者がこれだけの資料を読み取ることが本当に正直難しいし、事務局にテキストにして頂きましたが、完全に読み取っている訳ではないので、全体を通じて発言させて頂きます。また後日意見をお送りしたいと思います。
- まず、説明頂いた中で気になったところとしては、店舗等に行くときに、扉の横にインターホンや呼出しがあるのですが、そこまでの点字ブロックをできるだけ敷設して頂きたい。インターホンがどこにあるかというのが正直分からないので、音声による表示が欲しい。
- 次に接遇に関して、視覚障害者は人のサポートで店舗内を移動することが多いです。全盲に限らず、弱視やロービジョンの方にとっても接遇マナーが重要です。最近は外国の方がかなり増えていて、こちらの要望がなかなかご理解頂けない場合があり、困っていますので何とかしてほしいところです。
- これまで殆ど記載はなかったかと思うのですが、視覚障害者はお店の中を見たりする際、誘導者に誘導される場合は、誘導者が横を歩くことになります。また盲導犬使用の者もいます。車椅子と同じように幅を取って頂きたいと思います。
- 食券などを購入する券売機については、全盲の者が1人で買うことはほとんど不可能かと思いますが、弱視の者が購入できるように、券売機のボタン等は、読みやすく、字を大きくした、輝度のことを考えたものとして頂きたい。また、全盲の者に対してはマンパワーで対応とお気遣い頂きたいと思います。
- セルフレジは、全盲の者や弱視の者はなかなか対応が難しい。弱視でタッチパネルを分かる者もありますが、顔を近づけると、物をどかしてくださいと言われることもあります。できるだけそういうことのないようにする、文字を大きくするといった対応をして頂きたいと思います。
- キャッシュコーナー、ATMに関連して、車椅子対応の事例は掲載されているようですが、視覚障害者向けハンドセットがついている事例を、視覚障害者にとって大切なものだと言われたいとお示し頂きたいと思います。一般の方はこれは何だと思ふことがあるようです。
- 資料5の新国立競技場に関して、私たちもオリ・パラに向けていろいろとお話をさせて頂きました。

このようなプロセスはとても大事ですので、今後何か建物を建てたりするときには、障害当事者が参加するプロセスを実施して頂きたい。また完成する前に一度見せて頂き、確認させて頂きたい。なお、今回の新国立競技場でも立派にバリアフリーになっていますが、見学会に行ったときに手すりの点字表示がちょっと違っていたといった事例（現在、改善されている可能性もある）がありました。

- 多機能トイレの便房内について、視覚障害者が子供連れで多機能トイレに入ることが多々ありますが、便房内にカーテンなどの仕切りをつけて頂きたいと思います。また、1人で入る場合は、用を足した後、たくさんある押しボタンのどれを押していいのか分からないということが大変多くあります。どこに流すボタンがあるか、紙がどこかといったことを案内する音声の装置も少しずつ普及しておりますので、多機能トイレへの設置を希望します。

【東洋大学 高橋座長】

- 橋井委員より全部で9点のご意見を頂きました。
- インターホンまでのルートについて、小規模店舗について限りますと、物販、あるいは飲食、サービス店舗などの業種別、業態別があり、今回 2000 m²未満で考えていますがその規模もさまざまであり、さらに複合型や単独型など様々な店舗の形態がありますので、どういうルートでやるのがよいか、一般的にどこまでブロックを敷設するのか、そもそも歩道のほうにブロックがないではないかといった指摘も含めて、最終段階の前に橋井委員と調整させて頂き、合意形成を図りたいと思います。
- 接遇については可能な限り対応していくこと、また、職員、スタッフの教育、研修については、既に記載していたかと思いますが、再度確認させて頂きます。
- 盲導犬利用の場合の幅員の問題について、今回の資料にも車椅子と擦れ違う立位の方の図がありますが、盲導犬の方の幅員についても図示できればと思います。
- 券売機の読みやすさ、セルフレジ、タッチパネル、ATM の問題について、人的フォローと、どこまでハード的にやれるか、見落としがないように、記述内容について事務局にも検討して頂きたいと思います。
- 事例については、せっかく国立競技場の事例を掲載するのであれば、参加型のプロセスについても記したほうがいいのかとの指摘がありました。まさにそのとおりだと思いますので、それについても検討させて頂きたいと思います。

【日本医師会 江澤委員】

- 資料4につきまして2点申し上げます。
- 1点目は39ページについて、テーブルの下端の高さ 65～70cm、上端の高さ 70～75cm と示されていますが、トイレの座面の高さと同様に、特に女性の要介護高齢者は体格が小さく、もしこのテーブルで食事を取るのであれば、前かがみの姿勢を取ることが必須となります。使用者の体格に応じて対応できるように、あまり数字を規定しないようお願いします。また、最近の介護施設では、椅子に座って食事を取るケアを推奨しております。したがって、車椅子使用か椅子使用かによっても、テーブルの高さはおのずと異なります。私の介護施設では、上端の高さは 58～64cm を 2cm 刻みで、複数セッティングしています。各使用者の体格に応じて、小刻みにフィッティングしていくことが重要ではないかと思います。さらに介護施設においては車椅子から椅子に移乗するときに、テーブルに上半身の体重をかけて、お尻を軽くして動かしやすくする移乗（トランスファー）をするのが利にかなったやり方となっています。そういった点からも、用途によってテーブルの高さとい

うのは異なるものだと思います。

- 2点目は前回の検討会でも申しましたが、例えば42ページにある「マニュアルを作成し、活用することが望ましい」や、43ページの「表示することが望ましい」、45ページの「客席で会計を行うことも考えられる」、「教育しておくことが望ましい」、「表示することが望ましい」、47ページの「配慮があることが望ましい」、49ページの「対応を行うことが望ましい」という表記があります。内閣府においては、合理的配慮の義務化を推進すべく議論が行われているところであり、義務化を念頭においた議論との整合性を図る上でも、もう少し積極的な表現でもよいのではないかと思います。特にハードの部分については「望ましい」でよいと思いますが、ソフトで、私たちが工夫して、知恵を使ってできる部分については、費用もさほどかかるわけではないので、もう少し踏み込んだ表現がいいのではないかと思います。
- 「工夫を行う」とか「必要である」とかいう表現と、この「望ましい」とか「考えられる」というところは、何か使い分けをされているのかどうか、事務局に質問させていただきます。

【全日本ろうあ連盟 唯藤委員】

- 聞こえない立場から2点入れて頂きたい点があります。
- 1点目は銀行のATMについて、使っているときに突然壊れたり故障したりして使えなくなる、その対処の方法に非常に困った経験がございます。電話ができませんので、モニターなどの表示で対応ができるような部分を、是非記載頂きたいと思います。
- もう一点は、エレベーターについて、エレベーター内に入ってドアが閉まってしまうと、外部との連絡が遮断されてしまいます。そういう状態で故障のときなどに非常に不安を感じております。今いろいろな場所にカメラがありますが、エレベーター内にカメラがついていることは非常に少ないです。命を守る、あるいは安心するために、是非エレベーター内にカメラをつけて、外部と連絡が取れるということを記載して頂きたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 唯藤委員より銀行のATM関係で遠隔操作になるような好事例がありましたら、ご紹介頂きたいと思います。エレベーターの対応については、小規模店舗の場合でどこまでやれるか。ようやくオリ・パラ施設で聴覚障害者への対応が少し前進した段階ですので、その辺りの書きぶりについては少し検討させて頂ければと思います。また相談させて頂きたいと思います。

【事務局（国土交通省）】

- ご意見頂きありがとうございます。ちょっと順番は前後するかもしれませんが、コメントさせていただきます。
- 飲食店舗内部での可動席の扱いについて、佐藤委員より半数程度は可動席にして頂きたいというご意見を頂きました。座長のコメントにもありましたが、予約の在り方等も含めて、どういう形がよいのかにつきましては、また座長とも相談しながら検討して参りたいと考えております。
- 出入口について、記述の仕方については工夫をさせて頂きたいと考えております。また、スロープを常備する、いつでも使えるように対応する旨を記載するというご意見を頂きました。どこまでできるか、事例も含めてもう一回考えていきたいと思います。
- スキップフロア、半地下の扱いについては、うまく対応している事例などを探すなどしたいと考えております。
- 働く側の視点についてはご指摘のとおりだと思います。今回は、使って頂く側の立場の視点で事例を整理しておりますが、今後の改定の視点に含めることも考えていきたいと思います。

- エレベーターの大きさにつきまして、大濱委員よりご指摘頂きましたが、まさに小規模店舗でどうやって工夫していくかと考えますと、回転、転回を前提とすることは難しい部分もありますので、優良事例の提示などを含めて検討していきたいと思っております。
- 橋井委員からご意見ありました点字ブロックの件は、座長のコメントにありましたように、これからまとめていくに当たり、我々事務局と相談させて頂ければと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。
- 移動に当たってとか、接遇のマナーについて、実際現行の設計標準等でも記載している部分はありますので、もう一回我々のほうでも点検した上で、必要な記載の漏れがないか等について検討して参りたいと考えております。
- 通路の幅員について、盲導犬含めた場合の対応についても、図示をするのか、どういう書き方があるのかについて検討して参りたいと考えております。
- A T Mのハンドセットの記載については、今回の資料でも反映させて頂いております。こうした記載でよろしいのかも含めて、またご確認頂いて、ご意見があれば頂戴できればと考えております。
- 江澤委員からご意見頂きましたテーブルの上端、下端などの高さについては、ご指摘の通り使用者の体格によって使われ方が異なるという部分もございますので、そうした部分につきましては、表現方法について座長と相談して、次回提示させて頂きたいと考えております。
- 「望ましい」という表現の記載につきましては、全体を通してもう一回確認した上で、修正すべきところについては修正していくということで考えていきたいと思っております。今までの使い方の根拠の部分につきましてご質問頂きましたが、ソフト基準で推奨すべきところについて「望ましい」といった表現をしているケースが、全体を通してあろうかと思えます。いずれにしても、もう一回全体を見直し、改善すべきところ、見直すべきところについて考えていきたいと思っております。
- 唯藤委員からご意見頂きましたA T M、エレベーターの件について、先ほど座長のコメントにありましたとおり、小規模店舗の中でどれだけできるかという部分もありますので、事例なども含めて調べていきたいと考えております。

【東洋大学 菅原委員】

- 資料4の65ページのC1の来店前の情報提供・予約について、気になった表現があるのでお伝えします。ここは設計標準のソフト面の工夫という内容であり、(1)のバリアフリー対応の情報提供・予約時の工夫の一番最後のポツに、「情報を発信する場合には、情報が煩雑にならないよう、情報の見やすさ、わかりやすさに配慮することが大切である。又、『段差がある』、『設備や備品等が無い』、『対応が難しい』といった情報も高齢者、障害者等が施設の利用可否を判断する上で重要な情報となる」とあります。ここの『対応が難しい』といった情報も、利用可否を判断する上で重要な情報となるというように読めるかと思いました。先ほど江澤委員よりご指摘があった合理的配慮という視点からすると、この『対応が難しい』という表現を安易に使われてしまうのはいかななものかと思えます。『段差がある』とか、『設備や備品等がない』というのは、物理的な環境条件の状況をお伝えする情報としてという意味で分かりますが、この『対応が難しい』というのは非常に曖昧な表現でありますので、是非ご検討頂きたいと思えます。

【東洋大学 高橋座長】

- 人的な介助体制ですとか、様々な要因が出てくる可能性はありますが、少し文言については、先ほどご指摘頂いた語尾の部分を含めて再度確認させて頂きながら、次回に提案させて頂きたいと思

ます。

- その他ご意見はいかがでしょうか。また後ほど事務局のほうからご説明がありますが、前回と同じように追加の意見については提出可能です。先ほど橋井委員から全て見切れない、読み切れないというご指摘がありましたが、可能な限り工夫しているつもりですが、非常に難しく感じられている方もたくさんいらっしゃるかと思いますので、改めて資料を持ち帰って頂きながら、その時点でご意見を賜ればと思います。
- それでは、資料 2、3、そして 4、5 までの議題につきましてはこれで一旦終了させていただきます。報告事項等がありますので、事務局のほうに進行をお任せします。

3. その他

- **建築物のバリアフリー化に係る支援制度について、以下の資料をそれぞれの省庁より説明**

現在、店舗に限らず多様な用途で活用できるバリアフリーに関連する支援制度をご紹介します。

資料 6-1 国・地方公共団体における建築物のバリアフリー化に係る支援制度の一覧表/国土交通省

資料 6-2 理解促進研修・啓発事業（地域生活支援事業）/厚生労働省

資料 6-3 日本政策金融公庫における福祉増進資金（健康・福祉増進貸付）制度の概要/厚生労働省

資料 6-4 小規模事業者持続的発展支援事業/中小企業庁

- **バリアフリー法施行令の一部改正について、以下の資料を国土交通省より説明**

資料 7-1 バリアフリー法施行令の一部を改正する政令について

資料 7-2 500 m²未満の特別特定建築物に関する建築物移動等円滑化基準の特則について
（バリアフリー法施行令に新設）

- **資料 8 追加意見の提出様式について事務局から説明。意見提出は 11 月 11 日（水）まで。**

【国土交通省住宅局建築指導課 深井課長】

- 建築指導課長、深井でございます。本日は長時間にわたり、会場でご参加の皆さま、ウェブで参加の皆さまより貴重なご意見をたくさん頂きまして、本当にありがとうございます。頂きましたご意見については、この後の作業に反映させるべく、座長ともご相談しながら作業を進めて参りたいと思います。次回は 12 月の年末でございますが、またこの検討会を開催させていただきます。その際に、今回のご意見を踏まえたものをご提示させて頂ければと思います。
- 今回の検討の主眼は、小規模店舗についての設計標準の検討でありますので、そこを念頭に置きながら整理を進めていきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

5. 閉会

- 第 4 回は 12 月 25 日（金）15：00～

TKP ガーデンシティ PREMIUM 神保町プレミアムボールルーム＋Web 会議

以上